

ロシアによるウクライナへの侵攻に強く抗議する決議

去る2月24日、ロシアが本格的なウクライナへの侵攻を開始した。

また、ウクライナでは、子どもを含む民間人に多くの死傷者が発生しているとの報道がなされている。

これらの行為は、ウクライナの主権及び領土の一体性を著しく侵害し、武力の行使を禁ずる国際法への深刻な違反であり、重大な国連憲章違反である。

いかなる国であろうとも、力による一方的な現状変更は断じて認められない。ロシアの行動は、欧州だけでなく、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な行為であり、我が国の安全保障の観点からも決して看過できず、強く非難するとともに、ロシアに対し、国際法を遵守し、即時攻撃を停止し、軍をウクライナより撤退させるよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月3日

堺市議会

介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と 対象職種の拡大を求める意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、介護現場では、介護人材の確保に大変苦慮している状況である。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

今般「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになっている。

そこで政府に対して、この介護職員の処遇改善においては、今回の臨時の報酬改定とともに、原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所毎の柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとするために、以下の事項に対して特段の配慮を求める。

記

1. 臨時の報酬改定（令和4年10月以降）において新設される「新たな加算」については、現行の二つの加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続きの簡素化に最大限努めること。
2. 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組合せた人件費をベースにしての事業所毎の介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続きの簡素化と、人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛

物価の値上がりをセーブし、賃金を上げる 安心な国民生活を求める意見書

昨年来、コロナ感染の世界的パンデミックと相まって、原油価格の高騰に起因する、物価の値上がりが続いている。

すでに昨年10月時点で、ガソリンが16.5%と、灯油、電気代等のエネルギー関連の価格が大きく値上がりした。また輸入牛肉や食用油、マヨネーズの食料品も大きく上昇した。物価全体を押し上げている大きな要因としては、国際的な原材料価格が上がっていることであり、原材料の中でも原油、鋼材、鉄鉱石、木材など、また小麦や大豆などの穀物、食肉の国際価格も値上がりしている。この背景にはコロナ禍や異常気象などの影響で生産量が減少し、産油国が大幅な増産に慎重な姿勢を示していることがあり、需要に対する供給が追いついていないという事態になっている。

わが国も昨年10月から、マーガリンやレギュラーコーヒー、菓子などの食料品の出荷価格が上がり、ガラス建材やガソリンと灯油の小売価格が7年ぶりの高値の水準に達した。

さらに昨年11月には、電気料金が大手10社、ガス代も大手4社ですべて値上げをされ、市民生活の家計に大きな打撃を与えている。とくに生活必需品の高騰が続いているのは今年に入ってもなお続いており、政府はガソリンや灯油価格の上昇をセーブするために中間事業者に補助金を手当てしているが、本市においてもレギュラーガソリンを1リットル当たり170円を超えて販売する小売店は多々あり、また値段を据え置いたまま内容量を減らす実質的な値上げ、いわゆるステルス値上げや便乗値上げが懸念されている。コロナ禍で生活困窮者が増加している中で、市民は不安な生活を強いられている。よってこれ以上の生活必需品や物価の値上げに歯止めをかけ、物価上昇を上回る賃金の引き上げを長期的に計画実施することが求められる。依然として金融緩和政策を継続する日銀の経済対策についても、再検討を行い、国民が安心して生活できるよう早急に対策を講じることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)

各宛

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとって喫緊の課題となっている。また今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の現場の変容が求められている。

そして今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取り組みをはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現をめざして、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、すべての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来した。

そこで政府に対して、子どもたちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動など、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について特段の取り組みを求める。

記

1. すべての子どもたちの学びの継続のために
すべての地域で、感染症の拡大防止や不登校児童生徒への柔軟な対応など、誰もが何処でも安心して学びが継続できるように、オンライン授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応ができるよう、所要の措置を講じること。
2. 医療への適時適切なアクセスのために
地域住民が安心して医療にアクセスできるよう、オンライン診療等を誰もが身近に受けられるように、現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっている「かかりつけの医師」について、各地域に適切に配備すると同時に、その存在と役割を周知する広報活動の充実など、すべての住民が「かかりつけの医師」に繋がれるための取り組みを強化すること。
3. 新しい分散型社会の構築のために
地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向け、「転職なき移住」を実現するためのテレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備等に対する補助金等の拡充や税制の優遇、更に移住者への住宅取得支援や通信料金の軽減など、分散型社会の構築への総合的な取り組みを強化すること。
4. 持続可能な地域の医療と介護のために
住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護および看護分野における人材不足の解消に資するICT技術を用いた支援機器の開発と実証実験への支援を拡充するとともに、当該支援機器の現場への適時的確な導入を促進するために、その機能と安全性を適切に評価した上での人員の配置基準の見直しが迅速に図られる体制を整備すること。
5. 地域住民の安全で安心な移動のために
政府では、高齢化が進行する中山間地域における生活の足の確保等のため「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実証実験を平成29年度より全国18箇所を実施してきた。こうした技術面やビジネスモデル等に関する実験結果を踏まえ、各地域への実装配備が進められるように、導入要件の検討や補助事業の創設などに早急に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

堺市議会

内閣総理大臣	—各宛
総務大臣	
デジタル大臣	
内閣府特命担当大臣 (地方創生)	
新型コロナ対策・ 健康危機管理担当大臣 デジタル田園都市国家構想担当大臣	

コロナ感染拡大等の緊急事態における司令塔機能強化を 求める意見書

2019年末頃から発現したCOVID19による世界的な感染拡大により、すでにわが国も感染の第6波の渦中である。この間、対策策定や執行についての問題点は、多々顕在化した。

強力なリーダーシップが発揮される体制になっていないことから、対策策定や執行のスピードに課題があり、また最近に至っては国や自治体から発せられるメッセージが多種あるために国民が混乱し、さらにまん延防止重点措置や緊急事態宣言に対する国民の信頼性が薄い現状となっており、宣言や措置の効果にも疑問が残っている。国民の生命を守ることと社会・経済活動を両立させるためにも、今後は顕在化した課題解決のために、まず司令塔機能を強化することが求められる。

そのために、下記の通り、新たな組織体制の構築と、現在の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法）について、課題解決のために改正する必要があると考える。

記

1. 各分野の専門家及び実務担当者を正式構成員とする透明性の高いセンター機能を政府対策本部ではなく、新たに構築し、対策策定とその発信についての権能と責任を集中させること。（特措法第15条）
2. 権限規定の再整備に加え、対策策定プロセスにおいても緊密な連携が取れるようにセンターに適宜関連する自治体の招集権限を付与すること。（特措法第20条）
3. 経済の専門家もセンターの正式構成員とし、補償、経済対策等も「基本的対処方針」の対象とすること。（特措法第16条）
4. 自衛隊の派遣要請ができる権限を特措法に明記すること。（特措法第20条に追加）
5. 自治体に対する「総合調整」の権限を強化し、センター主導のもと経済圏が一体となって対策を進めることができる体制にすること。（特措法第18条第2項に追加）
6. 医療資源（人員、病床、医薬品、医療関連品等）の過不足状況、国内外の生産・供給能力等の情報、またコロナ禍の終息に欠かせない検査薬や治療薬、またワクチンの開発状況をセンターが一元的に掌握できる仕組みづくりを行うこと。（特措法第20条に追加）
7. 一定の補償を前提に、医療資源の生産、増産（原材料の調達も含む）を命令する権限を付与すること。（特措法第55条に追加）
8. 休業要請に対する補償の規定を特措法に明記すること。（特措法第45条に追加）

これらの課題解決を実現し、緊急事態の際に、国からの熟慮したワン・メッセージにより国民が安心できる対策を進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
新型コロナウイルス対策・
健康危機管理担当大臣

各宛

緊急事態に関する国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、長期に渡って全国各地で拡大し大きな被害をもたらしてきた。この間、全国の9割を超える中小企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えている。さらに医療従事者や病床の不足が解決できず、医療崩壊の危機を招くという想定されなかった事態が発生した。

また今後30年以内に高い確率で「首都直下地震」や「南海トラフを震源とする地震」の発生が予想されている。東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の際には、道路をふさぐ震災ガレキの撤去の遅れのために支援物資の輸送にも遅れが発生し、また被災地方自治体の機能停止も問題となった。

わが国は、大震災や感染症その他の異常かつ大規模な災害に対して、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対処してきたが、わが国の憲法にはこのような緊急事態に対応するための規定がないことから、多くの課題を残してきた。

感染症は全国的に影響を及ぼし、大地震などの自然災害はどこの自治体であっても被災地になりうる。従って、感染症や自然災害に強い社会をつくることは、全国的な喫緊の課題である。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにある。国民は緊急時に国民の命と生活を守るための施策と法整備さらには根拠規定たる憲法について国会が建設的な論議に取り組むことを期待している。

よって、国においては、緊急時における憲法のあり方について建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

堺市議会

衆議院議長	各宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
法務大臣	
内閣官房長官	

痴漢被害への対策を求める意見書

痴漢は最も身近な性暴力の1つであり、性犯罪である。これまで痴漢は「ささいな問題」、あるいは「女性が注意すれば済むこと」とされ、多くの被害者が泣き寝入りをさせられてきた。

2019年1月21日に「#We Too Japan」が発表した、10代～40代を対象にした調査結果によると、電車や道路などの公共空間で女性の7割が「加害者から体を触られる」「体を押し付けられる」などの被害に遭っていた。また、同調査によると、電車内における過去1年間の痴漢被害経験率は10代が最多である。痴漢は「子ども・未成年への性暴力」でもある。

被害の後、「電車に乗ろうとすると過呼吸になり仕事を辞めた」「頻繁なフラッシュバックに苦しみ続けている」など、被害者はその後の人生に深刻な打撃を被っており、多くの場合は被害を訴えることもできないでいる。

よって、政府においては、下記の対策を実施するよう、強く要望する。

記

1. 痴漢被害の実態を調査すること。
2. 性暴力ワンストップ支援センターの増設を行うなど相談窓口を充実し、広く知らせること。
3. 痴漢加害根絶のための啓発や加害者更生を推進すること。そのために内閣府に担当部局を設け、警察庁や民間事業者と共に連携しながら政府をあげて取り組むこと。
4. 公教育に人権・ジェンダー視点に立った包括的性教育を位置づけ、性犯罪についても充実した教育を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣
(男女共同参画)

各宛

令和4年度堺市一般会計予算の執行に対する要望決議

令和4年第1回堺市議会（定例会）において、本市議会は予算審査特別委員会を設置し、慎重かつ精緻な予算審査を誠実かつ適正に行ってきたところである。

結果、本日の本会議において、議案第1号「令和4年度堺市一般会計予算」は、修正可決されたところである。

しかるにその後、市長において、地方自治法第176条第1項の規定に基づく再議の発議がなされ、同条第3項の規定により、議案第1号「令和4年度堺市一般会計予算」は、原案審議となったものである。

このような経過を踏まえ、市長及び市執行部においては、ただいま議会が可決した議案第1号「令和4年度堺市一般会計予算」については、各会派の意見を慎重かつ適正に踏まえ、執行することを強く求め、下記事項について、ここに決議する。

記

歳出予算中、第3款民生費、第1項社会福祉費、第4目老人福祉費中、高齢者健康増進施策7,381,000円の支出に際しては、今期定例会における議会からの指摘事項を真摯に受け止められ、真に高齢者の健康増進に必要な事業内容となるよう充分検討・精査し、執行すること。

令和4年3月24日

堺 市 議 会

堺 市 長 宛

大都市制度・広域行政調査特別委員会を廃止する決議

大都市制度・広域行政調査特別委員会は、その設置目的を終了したので廃止する。

令和4年5月25日

堺市議会

持続可能で魅力的なまちづくり調査特別委員会を廃止する決議

持続可能で魅力的なまちづくり調査特別委員会は、その設置目的を終了したので廃止する。

令和4年5月25日

堺市議会

危機に強い安心社会実現調査特別委員会を廃止する決議

危機に強い安心社会実現調査特別委員会は、その設置目的を終了したので廃止する。

令和4年5月25日

堺市議会

環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた 学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書

地球温暖化や激甚化・頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題への取組であるSDGsや2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、さらなる取組が急務であるが、公共建築物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上と共に、学校施設を教材として活用し児童生徒の環境教育を行う「環境を考慮した学校（エコスクール）事業」が行われてきた。

この事業は、現在「エコスクール・プラス」として、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができ、平成29年から今まで249校が認定を受けている。文部科学省の支援として、令和4年度からは「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、単価加算措置（8%）の支援が行われているところである。

文部科学省の補助としては、新增築や大規模な改築の他に、例えば教室の窓を「二重サッシ」にする等の部分的な補助事業もあり、ある雪国の学校では電力を大幅に削減すると共に、児童生徒に快適な教育環境を整えることができた。また、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設（身近な教材）を通じて、仲間と共に環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となると共に、最新の技術等を学ぶ貴重な教育機会となっている。

そこで、これまで多くの事業が全国の学校施設で行われてきたが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の推進を行うためには、さらに加速して事業を実施することが必要である。特に、多くの学校での実施が重要であり、技術面（学校施設のZEB化に関する先導的なモデルの構築及びその横展開等）及び財政面（学校施設整備に対する国庫補助）について、以下の事項に留意してさらなる推進を行うことを強く求める。

記

1. 技術面に関しては、学校施設に関するZEB化の新たな技術の開発や周知を行う。特に、新築や増築といった大規模事業だけではなくLEDや二重サッシといった部分的な省エネ改修事業も、しっかりと周知を行い“できるところから取り組む”自治体・学校を増やしていくことが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実につながることに留意して、周知の徹底に取り組むこと。
2. 財政面に関しては、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実に向けて、多くの学校が取り組むことができるよう、学校施設整備に対する事業予算額を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
環境大臣

各宛

船舶免許の厳格化と海上交通の安全確保を求める意見書

小型船舶の免許取得者数は近年急増しており、2021年度では74,575人が新たに取得している。この国家試験に臨むための実技教習時間は国が定める登録教習所で一人あたり僅か4時間であることに加えて、実技国家試験の合格率は約96%と極めて高い。そして、海上保安庁が認知した船舶事故の隻数は令和2年度で1,940隻、そのうちプレジャーボートの事故数は全体の60%となっており、プレジャーボートが海難事故の半数以上を占めている。

また、先般発生した北海道・知床の遊覧船沈没事故では多くの人命が失われたが、この船長が持つ旅客の輸送を行う国家資格「特定操縦免許」の取得は講習を受けるだけで試験が無く、技術も知識も問われない。つまり、大臣が国家資格を発行する上で、不適格者の排除がなされていない。

さらに、今回の事故においては、運航管理者に操縦経験も実務経験も無いことや、船に救命いかだが取り付けられていなかったことなどが事故の大きさにつながったのではないかと報じられている。

国土交通省は、今回の事故を受けて全国の事業者に対し緊急監査を行ったが、査察を実施する運航労務監理官が船舶免許を持っておらず、海の安全知識に乏しいなど、国の安全意識の低さも合わせて指摘されている。

よって国におかれては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

1. プレジャーボートや水上オートバイによる事故を防止するため、船舶免許の所管を、舟艇振興を図る国土交通省海事局から海上保安庁へと移管し、安全航行と停泊管理の義務付けを強化すること。
2. 小型船舶操縦士免許試験について、国の管理のもと、内容の充実と厳格化を図り、必要に応じて不適格者を排除する仕組みに改めること。
3. 遊覧船等の旅客を乗せた船舶事故防止の観点から、講習の受講のみで取得できる特定操縦免許については、旅客運送契約を遂行する免許として取得基準を厳格化すること。
4. 特に寒冷地において運航される遊覧船等について、救命いかだの搭載を義務付け、事業者負担の軽減の観点から補助を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣

各宛

ギャンブル依存症防止のための適切な対策を促進させることを求める意見書

今夏にも「特定複合観光施設区域整備計画」の区域認定がなされる見込みである一方、いわゆる公営ギャンブルやパチンコ等は現在も行われており、日本は国際的にもギャンブル等依存症の潜在患者が多いと指摘されているところである。

内閣は平成 3 0 年に内閣官房長官を本部長とするギャンブル等依存症対策推進本部を設置し、本年 3 月 2 5 日に閣議決定された新たな「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」では、公営競技やパチンコも含めた包括的なギャンブル等依存症対策の計画が謳われている。

全国的なギャンブル依存症対策のレベルの底上げと、地方公共団体ごとの実情に合った積極的なギャンブル依存症対策を喚起する必要性の両面が出てきている状況にある。

よって国におかれては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

1. パチンコ・パチスロ等については依存症患者も多く、カジノ事業との整合性の観点から、国の適正な指導・管理のもとに運営されるよう法整備を行うこと。
2. すべての都道府県が速やかにギャンブル依存症対策推進計画を策定できるよう支援すること。
3. 地方公共団体が独自に行うギャンブル依存症対策について、国の予算措置を講じること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 6 月 2 1 日

堺 市 議 会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官 — 各宛
国家公安委員会委員長
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全) —

台湾の世界保健機関(WHO)へのオブザーバー参加を求める意見書

コロナ禍以前のインバウンドの増加にもみられたように国際化が進展していく中で、国境を越える感染症をはじめとする地球規模での脅威も増大し、こうした脅威に迅速かつ的確に対応していくためには、世界的な危機への対応が可能となる体制の構築が重要であり、そのためにはこれまで以上に関係各国・地域との感染症に関する情報の共有などの緊密な連携が必要となる。

こうした中、台湾については、2017年からは世界保健機関(WHO)の年次総会へのオブザーバーとしての参加が認められておらず、2021年には先進7カ国(G7)外相会合が「我々は、世界保健機関(WHO)の諸フォーラム及び世界保健総会への台湾の意義ある参加を支持する。国際社会は、新型コロナウイルスのパンデミックへの対処に関する台湾の成功裏の貢献を含め、全てのパートナーの経験から恩恵を得られるべきである。」との共同声明を出しており、未だに収束の行方が見えない新型コロナウイルスだけでなく、新たな感染症の世界的な拡散防止に、地球規模での公衆衛生・防疫体制を構築する必要がある。

大阪府においては、1985年に親善議員連盟を設立するなど、台湾との間でこれまで長期間にわたり、経済面・文化面など様々な分野における交流が活発に行われてきており、双方での企業の進出や留学生の行き来なども盛んである。

よって、国においては、台湾の世界保健機関(WHO)への参加支持をすでに表明している各国・地域とも連携し、関係諸国の理解を求め、台湾の世界保健機関(WHO)へのオブザーバー参加の実現へ向けた一層の取組みを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

堺市議会

衆議院議長	各宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
外務大臣	
厚生労働大臣	

地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書

政府は、令和 2 年に「地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後 5 年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形で財政的な支援を行う」ことを閣議決定し、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を制定した。

近年、社会ではDXが進み、地方公共団体においてもDXの推進が図られている。そこで、国民の命と暮らしを守る安心と希望の総合経済対策において、「地方公共団体情報システムの標準化」が決まり、令和 2 年度、3 年度に、地方公共団体が円滑にシステムを導入するための経費として、約 1,825 億円を基金として計上した。

国では、2022 年夏までに、住民基本台帳や固定資産税など 20 業務について、システムの各仕様の策定を行い、地方公共団体は、令和 5 年から令和 7 年にかけて、Gov-Cloud（ガバメントクラウド）の利用に向け標準準拠システムに移行していく予定となっている。

地方公共団体は、新型コロナウイルスの影響で、財政状況も厳しく、また、デジタルの人材不足も深刻な状態となっている。また、高齢者はデジタル化になれていない方も多く、ネットの環境が整っていない地域もある。政府においては、システム導入に向けて、地方公共団体の状況を踏まえ、下記の事項を実施するよう要望する。

記

1. 令和 7 年度までとした移行の目標時期について、必要に応じて柔軟な対応を検討するとともに、移行に伴う適切な財政支援と丁寧な情報提供を行うこと。
2. 情報システムの保守・運用コストなど総合的な支援を検討するとともに、都道府県に対して、市区町村への必要な助言や情報提供などを丁寧に行うよう指導すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 6 月 21 日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
デジタル大臣

—各宛

国民の安全と防衛のためのシェルター設置の推進を求める意見書

今年2月24日に始まったウクライナへのロシアの軍事侵攻は、3か月を経てもなお収束の見通しも立っていない。しかしロシアは、ウクライナの無辜の民間人の殺害を行っており、重大な国際法違反を繰り返している。この凄惨な行為に対し、わが国の岸田首相はG7などの関係国と共に様々な制裁措置を行い、断固とした抗議の姿勢を表明している。また国際社会は、プーチンへの抗議と冷静な対話を求めているところである。しかしながらロシアは、駆逐艦などを民間の船舶と共に対馬海峡を通過し、日本海を航行するなど、過去にはほとんど例のない行為が散見されている。

この間、わが国では憲法改正や地对空ミサイルや中弾道ミサイル等の軍備の増強が声高に言われているが、その論議とは別に、多くの国民は、日本にもロシアが侵攻してくるのではないかと不安が増しているところである。

第二次世界大戦終了後、人類は二度と戦争を起こさないと国連憲章に誓った。以来戦後77年を迎えて、白昼堂々展開されるロシアの軍事侵攻は、だれも予測できない事であった。このような事態に直面している今、わが国はまず国民自身が自らの生命を自らが守るという意識を持つことが重要であり、誰かが自分を守ってくれるという意識では、自らも国家も守ることは困難であると考えます。

またもっと具体的に国民の生命を守るためにも、シェルターの設置を推進するべきであると考えます。

2021年4月の時点で国民保護法に基づく全国の「緊急一時避難施設」は5万1,994箇所あり、そのうちミサイルの攻撃から身を守るために有効とされる地下施設はわずか1,278箇所しか指定されていない。着弾に備える「核シェルター」の世界の普及率をみると、永世中立国のスイス、イスラエルは100%、ノルウェーは98%、アメリカは82%、ロシアは78%であるのに対し日本は0.02%に過ぎない。現在ウクライナでも、新しいシェルターの増設が急がれている。シェルターの設置については、シェルターの必置義務を定めた法を立法し、シェルター設置にかかる費用は国が負担してでも、しっかりと設置を推進し、そのことによって国民の防衛意識の啓発向上を図ることが必要であると考えます。わが国は戦後原子力発電所が52基も設置されている中で、原発への攻撃を受けることも想定した上でやはり「核シェルター」が必要である。シェルターの設置推進について早急に対処されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
防衛大臣
内閣官房長官

各宛

女性デジタル人材育成を強力に推進するための 支援を求める意見書

少子高齢化等の深刻な社会課題を抱える我が国において、生産性を向上させ、経済再生を図るにはデジタルを最大限に活用することが必要不可欠と言われてきた。コロナ禍によって社会課題の影響が深刻になる中、社会全体のデジタル化に向けた取組はますます重要となっている。

そのような中、女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。政府は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化をめざすこととした。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させるうえでも本プランの着実な遂行と実現が、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きな期待が寄せられているところである。

そこで、政府においては、地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

1. 現時点では取り組み事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
2. テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
3. 全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
4. テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。
5. 本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月30日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
デジタル大臣
内閣府特命担当大臣
(男女共同参画)
デジタル田園都市国家構想担当大臣

各宛

空き家対策の推進に向けた法制度・施策の充実強化を求める意見書

総務省が実施した「平成30年住宅・土地統計調査」によると、本市の空き家数は、約54,800戸である。空き家率に換算すれば13.6%となっており、平成5年の調査で公表された空き家率の9.2%から約1.5倍と増加傾向にある。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、特定空家等に対しての行政代執行が可能であるが、代執行を行うには、手続きや時間を要するため、突発的に発生する災害に対して被害を防ぐことができず、今後、空き家の管理不全が原因で被害が拡大する可能性もある。

今後も増加する老朽空き家に対する市民の不安が高まっていることを踏まえ、防災等の観点から、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいた対策を効果的に実施するための制度整備や、法に規定している行政代執行とは別に、緊急に危険回避をするための行政措置が可能となるよう法整備を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月30日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣

各宛

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備計画について 慎重かつ厳正な審査を求める意見書

大阪府・大阪市は平成28年12月の「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の可決・成立以来、カジノを含むIR（統合型リゾート）の誘致に向けて取り組んできた。現在、大阪府・大阪市が提出した整備計画が国で審査されており、早ければ今秋にも認可が出される可能性もあるとされている。

これまでIR・カジノ整備計画については、多くの議論が交わされ、今もなお賛否様々な見解が存在している。推進の立場からは「大阪・関西の持続的な経済成長のエンジン」との期待が寄せられ、事業者からの土地賃料や交付金を福祉財源にできるとの意見などがある。一方で反対の立場からは、整備にあたっての公金の負担を疑問視する声や、ギャンブル依存症患者が増えること、またその対策が不十分だと懸念の声などがある。いずれも相反する見解のようではあるが、共通しているのは、プラスであれ、マイナスであれ、「IR・カジノは大阪府の将来や、府民の生活に大きな影響のある事業」だということである。当然、府内自治体である本市、及び本市の市民は、その影響を多分に受けることになると考えられる。またそれらが大阪府のみならず、関西圏を中心に、周辺自治体にも影響のあるものだということは、推進派、反対派の双方が主張していることである。また、IR・カジノの整備は、わが国にとっても初めてのものであり、申請された計画は大阪、長崎の2か所だけであることから、その一つひとつの審査が、極めて重要なものだということは言うまでもない。

については、国に対し、「大きな影響のある事業」である本整備計画の認可にあたり、特定複合観光施設区域整備計画法の定める整備基準に基づき、慎重かつ厳正な審査を実施するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月30日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣

各宛

地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書

1960年には約600万ヘクタールあった日本の農地は、宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、現在、約440万ヘクタールと大幅に減少した。農業の現場では、従事者の高齢化や、担い手不足などの課題から、農地の減少は止められない状況である。耕作が放棄された農地は数年で抜根や整地が必要な荒廃農地となり、やがて森林の様相を呈するなど農地としての復元が困難になる。そして今、この再生利用が困難な荒廃農地は約20万ヘクタールとなっている。

近年、世界的な規模での感染症の蔓延、異常気象による作物の凶作、さらに不安定な国際情勢等も踏まえ、不測の事態に備えた食料安全保障を見据えて、荒廃農地の発生防止と解消は重要な課題である。この課題解決に向けて、農村部では農地中間管理機構による農地の集積・集約や、民間企業等の農業参入等を積極的に進めようとしているが、その担い手の確保が困難な状況となっている。実際に、我が国の農家人口は、1990年から2000年の10年間で2割以上減少しており、地域類型別では都市的地域の減少割合が大きい。

一方で都市部の農地は、2017年に生産緑地法の改正を受けて、民間企業等への農地の貸借による担い手の確保により、生産緑地の約9割が特定生産緑地へ移行される中で、市民農園の整備等による農地の保全が積極的に進められている状況である。

そこで、政府においては、地方自治体と民間企業等との連携を強化しながら、農業地域における半農半Xの農業人材の創出や市民農園の普及拡大等、国民が農地の保全と活用のための活動に参入しやすい環境の整備と予算の拡充を強く求める。

記

1. 農用地区域の農業用施設用地への転用特例に、農家レストランや農業用施設等に加え、地方自治体と民間企業等の連携のもとでの半農半Xの人材確保を促すサテライトオフィスや宿泊施設等の整備も加えると共に、地方の農地における日帰り型市民農園や滞在型市民農園の整備促進を図ること。
2. 総務省と厚生労働省において別個に実施しているテレワークに関する個別相談事業を統合し、ワンストップの支援窓口を設置するとともに、各地域での農地の貸付を促す情報を提供するなど、国と地方自治体と民間企業等の連携によるテレワークと農業の融合政策を積極的に推進すること。
3. 荒廃農地にコスモスやひまわりを植える等により農地の保全を支援することによる景観形成活動に利用できる多面的機能支払交付金、また荒廃農地にレンゲを植える等により農地の保全を支援する農山漁村振興交付金の最適土地利用対策について、民間企業等への適用範囲の拡大と共に、予算の拡充を図ること。
4. 人口急減に直面している地域において地域産業の担い手を確保するための「特定地域づくり事業推進交付金」の自治体と民間企業等の連携のもとでの活用や、荒廃農地を民間企業等が活用し燃料用植物の栽培等を推進した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について制度の再整備を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月30日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
デジタル田園都市国家構想担当大臣

各宛

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるといわれている。

そこで政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月20日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		

知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されている。ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていない。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障がい者と精神障がい者の手帳は、法律に基づき交付・運営されているが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されている。

知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差があり、また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。自閉症の方への手帳交付は、都道府県によって対応が異なっている。

実際に、「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、その両方を交付するところ等、様々な自治体がある。

よって政府に対して、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月20日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛

重度障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書

障害者は、一般的に病気にかかりやすく治りにくいという特徴をもっている。また、慢性疾患などによる内部障害者にとっては、障害を悪化させないために生涯にわたり医療を必要としている。誰もが、どこにいても、安心して医療を受けられるようにすることは障害者の切実な願いとなっている。

現在の障害者医療制度は、障害者総合支援法に基づく自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）が実施されているが、「障害の軽減」を目的とし、目にみえて確実に効果が上がる治療にしか適用されず、風邪等の感染症や歯科治療、事故によるけがなど、「障害」に直接起因しない治療には適用されていない。こうした国の制度を補い、自治体独自の財源によって実施されているのが重度障害者医療費助成制度であり、障害者の健康を守る上でなくてはならない制度として、全国の全自治体が実施している。

しかし自治体独自施策ゆえに、自己負担の有無、対象範囲などに大きな格差もうまれている。国はこの自治体制度の現物給付が障害者の受診を拡大し医療費増大の原因となっているとして実施自治体にペナルティー措置を講じているが、必要な医療の受診抑制は重症化の引き金となり逆に医療費を増大させる要因ともなっている。現物給付による早期治療によって、結果的に医療費の削減効果がうまれることにも着目しなければならない。

よって、障害者のいのちと健康を守るために、重度障害者医療費助成を国の制度として実施すること、それがかなうまでの間において自治体が実施する制度への支援策を講じるよう要望する。

記

1. 障害者医療費無料制度を国の制度として創設すること。その際、精神障害者・難病患者を含む全ての障害者を対象にするとともに、通院・入院ともに適用すること。
2. 重度障害者医療費助成制度実施自治体に対する国のペナルティー制度を全廃すること。
3. 当面、自治体が実施する重度障害者医療費助成制度に対して、国の財政支援をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月20日

堺市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛